

# 姫路獨協大学ハラスメント防止等に関する規程

(平成27年5月21日制定)

(目的)

第1条 この規程は、姫路獨協大学（以下「本学」という。）のすべての学生、教員および職員が個人として尊重され、快適な環境のもとでの勉学、教育、研究および職務を保障するため、あらゆる形態のハラスメントの防止及び排除を図ること並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し必要な事項を定めることを目的とする

(適用範囲)

第2条 この規程は、次に掲げる者に適用するものとする。

- (1) 本学の学則に定める学生
- (2) 専任、客員、非常勤、嘱託および臨時の教職員

(定義)

第3条 この規程において、ハラスメントとは、次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) セクシュアル・ハラスメント  
性差別的又は性的な言動により、相手に精神的・肉体的な苦痛または困惑を与えること。
- (2) アカデミック・ハラスメント  
教育・研究の場における立場・権力を利用して、その指導等を受ける者に不適切な言動を行い精神的苦痛を与えたり、学習研究意欲・環境を阻害させること。
- (3) パワー・ハラスメント  
職務上の地位又は職務権限を不当に利用して、不適切な言動を行い、精神的苦痛を与えたり、相手の就労意欲・環境を阻害させること。
- (4) その他のハラスメント  
前3号に当てはまらないもので、行為者の意図にかかわらず、不適切な言動又は差別的な取扱いを行うなどにより、相手に不快感・苦痛や不利益を与えること。

(禁止・啓発)

第4条 本学は、あらゆる形態のハラスメントを人権侵害として禁止するとともに、その防止に向け、学生、教員および職員に啓発を行う。

(ハラスメント人権委員会の設置)

第5条 ハラスメントに関する相談等に対処するため、学内にハラスメント人権委員会（以下「委員会」という。）を置き、学生、教員および職員が、相談、助言および救済等を常時受けられるようにする。

2 委員会は次の事項を取り扱う。

- (1) ハラスメント防止に関する啓発
- (2) ハラスメントに関する相談等への対応
- (3) ハラスメントに関する事実の確認および調査
- (4) 相談者に対する助言等
- (5) 学長への調査結果報告、相談者の救済および行為者の処分・措置に関する原案の提示

(6) その他ハラスメントに関する事項

3 委員会の運営等については別に定める。

(相談窓口の設置)

第6条 ハラスメントに関する相談または苦情等に対応するため、相談窓口を設置する。

2 相談窓口については、別に定める。

(処分・措置)

第7条 学長は、第5条第2項第5号の処分に関する原案の提示を受けた場合は、学生に対しては学則、教職員に対しては学則及び就業規則等に基づき適正な措置を講ずるものとする。

(改廃)

第8条 学長は、この規程に関し必要がある場合は、所定の手続きを経て、改廃する。

附 則 (平成27年 規程第12号)

1. この規程は、平成27年5月21日から施行する。

2. 姫路獨協大学人権委員会規程(平成12年3月17日制定)は、廃止する。

3. 姫路獨協大学セクシュアル・ハラスメント防止等に関する規程(平成11年9月24日制定)は、廃止する。